

愛知学院大学大学院特別奨学生奨学金規程

平成21年4月1日施行

(特別奨学生)

第1条 本大学院に特別奨学生制度を設ける。

(資格)

第2条 特別奨学生の資格は、学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特別奨学生は、学年度ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

(選考基準)

第4条 特別奨学生の選考基準は、次の各号すべてに該当する者を対象とする。

(1) 選考年度に、博士前期課程(修士課程)に在籍する2年次又は博士課程の2年次に在籍する者。

(2) 前年度の学業成績が上位の者。

(選考方法)

第5条 特別奨学生の選考方法及び人数は、次のとおりとする。

(1) 各研究科委員会において1年次の学業成績を総合的に判定し、総合判定の高い者を上位とする。なお、総合判定の方法については、各研究科委員会に委ねるものとする。

(2) 各研究科長が第4条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て学長の承認を得る。

(3) 特別奨学生は、各研究科の専攻ごとに選考し、選考人数は次の表のとおりとする。なお、在籍学生数は、選考年度の5月1日現在の人数とする。

2年次在籍学生数	選考人数
1～10人	1人
11～20人	2人
21～30人	3人

(奨学金)

第6条 特別奨学生には奨学金30万円を採用年度の秋学期に一括して交付する。

2 秋学期休学した者については、復学した学期に一括して交付する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、業務執行理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、教務部教務課が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。この規程の施行により、既存の別表愛知学院大学大学院特別奨学生選出基準は廃止する。